

認定申請に必要な書類 ※変更申請の場合は変更に係るものに限る

	提出書類	備考	チェック
①	(法律施行規則第1条の2本文) ・認定申請書(別記様式第1号)	・更新申請の場合は別記様式第1号の3 ・変更申請の場合は別記様式第1号の5	<input type="checkbox"/>
②	(法律施行規則第1条の2第1号) ・申請を決議した集会の議事録の写し		<input type="checkbox"/>
③	(法律施行規則第1条の2第2号) ・長期修繕計画の写し ・長期修繕計画の作成(又は変更)を決議した集会の議事録の写し	・マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された集会の議事録の写し等 ・修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書 ・管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類	<input type="checkbox"/>
④	(法律施行規則第1条の2第3号) ・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ・当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類	・当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書	<input type="checkbox"/>
⑤	(法律施行規則第1条の2第4号) ・管理者を選任することを決議した集会の議事録の写し	・管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類(理事会の議事録の写し等)	<input type="checkbox"/>
⑥	(法律施行規則第1条の2第5号) ・理事を置くことを決議した集会の議事録の写し ※管理組合法人として登記をした場合	・管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類(理事会の議事録の写し等)	<input type="checkbox"/>
⑦	(法律施行規則第1条の2第6号) ・監事を置くことを決議した集会の議事録の写し	・管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類(理事会の議事録の写し等)	<input type="checkbox"/>
⑧	(法律施行規則第1条の2第7号) ・認定申請日の直近において開かれた集会の議事録の写し	・年1回集会を開催できなかった場合の措置が図られたことが確認できる書類	<input type="checkbox"/>
⑨	(法律施行規則第1条の2第8号) ・区分所有者名簿(組合員名簿)及び居住者名簿が作成され、それぞれ年一回以上更新されていることを確認することができる書類		<input type="checkbox"/>
⑩	(法律施行規則第1条の2第9号) ・管理規約の写し		<input type="checkbox"/>
⑪	(市細則第3条) ・事前確認適合証の写し		<input type="checkbox"/>